

「2018年合格目標 LEC ファイナル模試」から
第50回社労士試験【択一式】国年法《問3 E》の出題が **的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU18731 p.45 国民年金法問1 - D肢]

D 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

(○)

本試験出題はこうでした！

第50回 社労士試験 問題
【択一式】 国民年金法 【問3 - E肢】

E 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

(○)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。